

誓約書

当社は、クリアビー取扱い規約に基づき下記②にて指定される「指定サロン」を営む事業者であることに相違ありません。また当社は、下記①～③を遵守し、サロン登録手続を実施の上適正に販売することを誓約いたします。

① 販売方法（対面カウンセリングの徹底）

当社は、株式会社シー・ビー・エス（以下、「貴社」という。）が企画および製造した「clear bee(クリアビー)」の商標が付された商品（以下「製品」という）を販売および提供する際には、必ず下記②にて指定される「指定サロン」の店内にて、都度対面にてカウンセリングを行った顧客である消費者にのみ販売および提供をします。対面により製品の正しい使い方や商品知識を伝えることで顧客との信頼保持、安全性確保および商標の価値の維持に努めます。

② 販売場所および事業者への転売の禁止

当社は、製品が下記 A～G の業態（以下「指定サロン」という）の店頭で、対面カウンセリングを経てのみ販売および提供される「サロン専売品」であることを理解し、製品を下記の業種ないし業態の実店舗以外の場所および対面販売以外の方法では販売および提供をしません。また当社は製品を顧客である消費者に対してのみ販売および提供し、消費を目的としない事業者等への販売および提供は行いません。貴社が、当社において本誓約書に記載する場所及び方法で適切に製品を販売および提供しているか否かを調査するため、当社のサロン運営状況を都度確認することを承諾し、その確認に協力します。

A エステティックサロン	B リラクゼーション系サロン	C スパ、岩盤浴施設	D 美容系クリニック
E 美容室	F ネイルサロン	G 株式会社シー・ビー・エスが承認した美容系サービス店舗	

③ 販売促進ツールとしての文章および画像等のデータの使用

当社は、製品の画像や販売促進ツールに記載された文章等のデータの著作権は貴社にあることを理解しており、これらの著作物を貴社の事前承諾なしに複写・転載・使用することはいたしません。

④ 違反行為

当社が上記①～③を守らなかった場合、貴社がただちに製品の供給を停止し、若しくは製品に関する売買契約を解除されても、何ら異議を申し立てません。なお、当社が上記①～③に違反する行為を行い、貴社に損害を与えた場合、貴社が被った損害を当社が賠償いたします。

平成 年 月 日

サロン名 (屋号)	※サロン名での登録となります(個人名の登録不可)				
所在地	〒				
会社名	※法人でない場合は不要				
代表者名	印 ※法人でない場合は事業主個人名				
店舗数	店	スタッフ数	人	担当者名	
取扱メニュー	フェイシャル ・ ボディケア ・ 痩身 ・ 脱毛 ・ フットケア ・ ブライダルエステ				
電話番号			FAX番号		
携帯番号			URL		
メールアドレス					

※法人の場合、「代表者印」、個人事業主の場合は、「個人実印」

【サロン確認資料】 ※ホームページがない場合、下記より2種選択チェックし、必ず提出してください。

<input type="checkbox"/>	店舗のリーフレット・チラシ	<input type="checkbox"/>	コースメニュー表写真(店名が確認できるもの)
<input type="checkbox"/>	店名が確認できる看板写真	<input type="checkbox"/>	名刺(店名が確認できるもの)
<input type="checkbox"/>	ディプロマ(資格証明書)	<input type="checkbox"/>	店内写真(サロン運営していると判断できるもの)

※お電話またはご訪問によりサロン運営実態の確認をさせて頂く場合がございます。

※登録サロン様へは当社から製品情報を郵便・電話・電子メール等でご案内させて頂く場合があります。